

NOKグループグリーン調達ガイドライン

付属書-1 NOK グループ環境負荷物質一覧と解説



2016年3月31日(Rev. No.1)

2014年3月31日(初版発行)

NOK株式会社

目次

1. NOKグループ環境負荷物質一覧と管理区分
2. NOKグループ移動量把握物質の調査依頼
3. 含有有無申告判断の基準
4. 閾値・報告値の基準
5. 改訂履歴

1. NOK グループ環境負荷物質一覧と管理区分

NOK グループが管理する”環境負荷物質”は、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の定める、「JAMP 管理対象物質」の物質群です（表-1 を参照ください）。

回答に使用する JAMP-AIS/MSDSplus フォーマット、JAMP 管理対象物質および各法規は調査時最新のものをご利用いただくようお願いいたします。

各物質群の管理区分は、表-1 に記載の通りです。

複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい管理区分を優先してください。

表-1 各物質群に対する NOK 管理区分

JAMP 管理 リストコード	対象規制法規・業界基準	管理区分 (成形品)		管理区分 (成形品以外)		管理区分 (梱包・包装資材)	
		禁止	申告	禁止	申告	禁止	申告
JP01	化審法(第一種特定化学物質)	○		○		○	
JP02	安衛法(製造禁止物質)	○		○		○	
JP03	毒劇法(特定毒物)	○		○		○	
EU01	2002/95/EC[RoHS 指令]	○		○		○	
EU02	2000/53/EC[ELV 指令]	○		○		○	
EU03	CLP [付属書 VI Table 3.2 CMR-cat. 1,2]		○		○		○
EU04	REACH 付属書 XVII[除:CLP 付属書 VI Table 3.2 CMR-cat. 1,2]	○			*1)○	*2)○	*2)○
EU05	REACH 許可対象候補物質 (SVHC)		○		○		○
EU06	POPs 規則付属書 I	○		○		○	
OT01	ESIS/PBT(fulfilled)	○		○		○	
IA01	GADSL	○	○	○	○	○	○
IA02	IEC62474		○		○		○

*1): EU04 については用途に関わらず申告をお願い致します。それができない場合は書類提出前に弊社担当者へご相談ください。

*2): 梱包・包装資材については、その納入形態(成形品または調剤)によって管理区分が異なります。

【管理区分の定義】

禁止 : 原則含有禁止の物質(群)。

申告 : 含有する場合には申告が必要な物質(群)。

<参考> NOKグループ環境負荷物質一覧 参考 URL

NOKグループ環境負荷物質リスト各項目の参考 URL を以下にまとめましたので、ご参考ください（URL は変更になっている場合があります）。なお、物質リストが入手できない場合はこちらから送付しますのでご連絡をお願いいたします。

- ・ アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)
<http://www.jamp-info.com/>
<http://www.jamp-info.com/list> (管理対象物質リスト)
- ・ 化学物質審査規制法（化審法）
<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html> (環境省)
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/ (経済産業省)
http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja (化審法データベース (J-CHECK))
- ・ 毒物及び劇物取締法（毒劇法）
<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html> (国立医薬品食品衛生研究所)
- ・ 労働安全衛生法 製造禁止物質（労働安全衛生法施行令 第十六条）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47SE318.html> (総務省法令データ提供システム)

2. NOKグループ移動量把握物質の調査依頼

弊社では、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」)に基づくPRTR制度への対応の一環として、(1)化管法指定物質 及び (2)その他弊社指定物質 の含有有無を問合せさせていただく場合があります。

基本的に、含有有無は SDS で確認させていただくこととしておりますが、確認できない場合やその他理由のある場合には調査依頼させていただきますのでご協力をお願いいたします。

3. 含有有無申告判断の基準

NOKグループ環境負荷物質の報告に関する判断基準は、表-2に記載の通りです。
複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい判断基準を優先してください。

表-2 対象物質の報告判断基準

法規閾値 (注1)	濃度	非意図的含有	意図的添加
あり	閾値以上	報告する	報告する
	閾値未満	報告必須としない	
なし	0.1wt%以上	報告する	
	0.1wt%未満	報告必須としない	

※詳細は、「JAMP AIS・MSDSPlus 解説書」の最新版を参照ください。

注1: 「法規閾値」とは、JAMP 管理対象物質に引用されている法規が規制対象としている濃度を指します。

管理対象物質の法規ごとの具体的閾値は、表-3のように解釈ください。

4. 閾値・報告値の基準

NOKグループ環境負荷物質の法規ごとの具体的な閾値は、表-3に記載の通りです。

複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい閾値・報告値を優先してください。

表-3 閾値・報告基準値の考え方

[コード] 管理対象基準名	閾値・報告基準の考え方
[JP01] 化審法 第一種特定化学物質 (1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として閾値は“0”と考える。(注 1, 2) ・非意図的な添加については、BAT(注 3)又は経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨 MSDSplus の報告備考欄に記入する。 <p>注 1: 閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾値未満含有」は含まれないということの意味する。</p> <p>注 2: 意図的添加は全て1特として規制され、実質的に製造禁止である。</p> <p>注 3: BAT= Best Available Technology</p>
[JP02] 安衛法 製造禁止物質	<p>物質ごとに規定される基準値を超える製品が製造禁止である。</p> <p>⇒ 安衛法で物質ごとに規定された基準値を閾値とする。</p>
[JP03] 毒劇法 特定毒物	<ul style="list-style-type: none"> ・毒劇法で原体及びそれを含む製剤として規制されている故、閾値は“0”(注 4)と考える。 <p>注 4: 閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾値未満含有」は含まれないということの意味する。</p>
[EU01] RoHS 指令	<p>Cd は 0.01%、他は 0.1%。</p> <p>重金属化合物は、金属換算。</p>
[EU02] ELV 指令	<p>Cd は 0.01%、他は 0.1%。</p> <p>金属換算。</p>
[EU03] CLP [付属書 VITable3.2CMR-cat.1,2]	<p>0.1% (SVHC に移行する可能性を考慮)</p>
[EU04] REACH 付属書 XVII [除:CLP 付属書 VITable3.2CMR-cat.1,2]	<p>REACH 付属書 XVIIで物質ごとに用途に応じ規制されている規制値化学品等(原料、調剤等)に関して、NOKグループでの用途が不明な場合で、その化学品等に含まれる化学物質の閾値が2通り以上ある場合は、より厳しい閾値で申告する。</p>
[EU05] REACH 認可対象候補物質 (SVHC)	<p>0.1% (REACH 規則による閾値)</p>

[コード] 管理対象基準名	閾値・報告基準の考え方
[EU06] POPs 規則附属書 I	POPs 附属書 I で物質 (PFOS 類) ごとに用途に応じて規制されている規制値 または PFOS 類について 10mg/kg 以上 (混合物用途) 用途条件が無い場合に規制を受ける 0.1wt% 以上または織物への塗布が $1 \mu\text{g}/\text{m}^2$ 以上 (成形品・織物製品) 用途条件が無い場合に規制を受ける
[OT01] ESIS PBT(fulfilled)	0.1% (SVHC に移行する可能性を考慮)
[IA01] GADSL	GADSL で規定の値 (該当法規ごとの閾値。閾値の記載がない場合は 0.1wt%)
[IA02] IEC62474	IEC62474 で規定の値

5. 改訂履歴

改訂 No.	制定・改訂日	改訂内容
0	2014/3/31	新規制定
1	2016/3/31	P3 表-1 について 管理区分を“成形品”、“成形品以外”、“梱包・包装資材”と、対象品ごと に変更 P6-7 表-3 について ・レイアウト変更 ・“注-1”が2か所あるため、紛らわしさの修正。 ・EU04 REACH 付属書XVIIの閾値・報告基準の考え方について明記。

以上